

古 産 農 号
令和 7 年 1 月 1 4 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

古平町長

市町村名 (市町村コード)	古平町 (014061)	
地域名 (地域内農業集落名)	古平地区 (中央・栄・鴨居木・泥ノ木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月10日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

耕作者は地区内に10経営体(法人1、個人9)あるが、個人経営者の年齢が、60歳未満が2名、60～69歳が2名、70歳以上が5名と高齢化が進んでおり、現時点で後継者はいない状況となっている。そのため、新たな農地の受け手の確保が必要である。また、経営耕地面積が狭小であるため、安定的な経営基盤の確立が難しい状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農地利用は耕作者への集約や認定新規就農者の受入れ促進及び農地所有適格法人の誘致で対応することとするが、引き受けが困難な場合には、農地中間管理機構の活用等によって入作希望の農業者の受入れも含めて対応する。また、安定的な経営基盤確立のため、高収益作物への転換や、直売所等の直接販売による収益率の増加を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	75 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	75 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地はすべて農業上の利用が行われる区域とし、保全・管理を行う区域はない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用しながら、認定農業者や新規就農者を中心に担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
町内の農地について概ね集積されていることから、今後受け手が見つからない農地について、農地中管理機構の活用を検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
地域の要望を取りまとめ、各補助事業等を活用しながら、担い手への集積や集約化を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町や農業委員会及び関係機関が連携し、地域内外から多様な経営体の確保・育成に努める
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在のところ未定

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①エゾシカやアライグマ、ヒグマなど、有害鳥獣の農地への進入を防ぐために設置する電気柵や電気網等の購入費用に対して一部補助する。また、鳥獣被害防止対策協議会による計画的な駆除・捕獲を継続して、農作物等への被害防止を図るほか、関係機関と連携し、有害鳥獣の農業被害を最小限にとどめる。